

下関市教育大綱

下関市教育振興基本計画
(令和2年度(2020年度)
~令和6年度(2024年度))

令和2年(2020年)8月

下 関 市
下関市教育委員会

はじめに

本市においては、今年3月にこれからの5年間のまちづくりの指針となる「第2次下関市総合計画 後期基本計画」を策定し、市民の皆様が夢を語り、希望を叶えることができる「希望の街・下関」の実現に向け、様々な施策に取り組んでいるところです。

さて、現在世界的な規模の新型コロナウイルス感染症の影響のなか、「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立が求められています。

教育分野においても「学校の新しい生活様式」の実践や、GIGAスクール構想の実施により子どもたちの学びを保障する環境の整備を加速していく必要があります。

このように、本市教育を取り巻く環境は、大きな変化のときを迎えています。

本市においては、令和2年8月27日に下関市総合教育会議を開催し、新たな「下関市教育振興基本計画」を「下関市教育大綱」として位置付けました。これからも教育委員会と手を携えて、下関市の教育のさらなる発展に努めてまいります。



下関市長
前田 晋太郎

平成18年12月、教育基本法の改正により、教育振興基本計画を定めることが規定され、本市においても、平成23年度から「下関市教育振興基本計画」を策定し、施策を実施しているところです。

平成30年6月には、国において、同年10月には、山口県においてそれぞれ教育振興基本計画が策定されました。

こうした中、本市教育委員会では、「夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志 ～ 学びが好きな子ども 学びの街・下関 ～」を基本理念とした、新たな「下関市教育振興基本計画」を策定しました。本計画は、今後5年間の本市の教育振興について、4つの基本目標を定め、これを実現するための基本方針や主要施策を具体的かつ体系的に示しています。

このたび下関市総合教育会議において、本計画が「下関市教育大綱」として位置付けられたところであり、市長と教育委員会が連携を図り、本市教育がさらなる発展を遂げることができるよう尽力してまいります。



下関市教育委員会教育長
児玉 典彦

目 次

◆ 総論

| | |
|---------------|----|
| I 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| II 基本的な考え方 | 3 |
| 1 基本理念 | 3 |
| 2 計画のイメージ | 5 |
| 3 基本目標 | 6 |
| III 施策体系 | 10 |
| IV 計画の推進にあたって | 12 |

◆ 各論

| | |
|-------------------------------|----|
| 〔基本目標Ⅰ〕子どもたち一人ひとりの生き抜く力を育てます | 15 |
| （基本方針1）確かな学力の育成 | 15 |
| 〈主要施策〉①基礎・基本の定着と学力の向上 | |
| ②時代の進展に対応した教育の推進 | |
| ③キャリア教育の推進 | |
| ④ビジネス教育の推進 | |
| （基本方針2）豊かな心の育成 | 18 |
| 〈主要施策〉①思いやりのある豊かな心を育む教育の推進 | |
| ②ふるさと学習の推進 | |
| ③つながりを基盤とした青少年健全育成の推進 | |
| ④不登校児童生徒の適応指導の充実 | |
| （基本方針3）健やかな体の育成 | 20 |
| 〈主要施策〉①体力の向上 | |
| ②健康教育の推進 | |
| ③食育の推進 | |
| （基本方針4）子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進 | 22 |
| 〈主要施策〉①特別支援教育の推進 | |
| 〔基本目標Ⅱ〕学校の教育力を高めます | 23 |
| （基本方針1）学校の組織力の向上 | 23 |
| 〈主要施策〉①組織力を高める取組 | |
| ②教職員の適切な配置 | |
| ③校種間の連携の推進 | |
| （基本方針2）教職員の資質能力の向上 | 25 |
| 〈主要施策〉①指導力を高める研修の実施 | |
| ②教育センターの運営 | |

| | |
|-------------------------------|----|
| （基本方針 3）教育環境の整備 | 27 |
| 〈主要施策〉 ①市立学校の適正規模・適正配置の推進 | |
| ②私学教育の振興 | |
| ③学校給食施設の管理運営 | |
| ④安全な施設、教材教具等の整備 | |
| ⑤就学に対する支援 | |
| （基本方針 4）ICT教育の推進 | 30 |
| 〈主要施策〉 ①情報教育の推進に向けた整備 | |
| （基本方針 5）働き方改革の推進 | 31 |
| 〈主要施策〉 ①学校における働き方改革の推進 | |
| 〔基本目標Ⅲ〕社会全体の教育力を高めます | 32 |
| （基本方針 1）家庭の教育力の向上 | 32 |
| 〈主要施策〉 ①家庭への学習支援 | |
| ②家庭教育を支える組織の育成 | |
| ③関係機関等との連携強化 | |
| （基本方針 2）地域の教育力の向上 | 34 |
| 〈主要施策〉 ①青少年健全育成の体制づくり | |
| ②青少年の交流活動の場づくり | |
| ③地域活動を支える指導者の育成 | |
| （基本方針 3）学校・家庭・地域の連携・協働 | 36 |
| 〈主要施策〉 ①地域とともにある学校づくりの推進 | |
| ②地域の子どもを地域で育てる活動の促進 | |
| 〔基本目標Ⅳ〕生涯を通じて学ぶ機会を提供します | 38 |
| （基本方針 1）図書館の充実 | 38 |
| 〈主要施策〉 ①図書館の充実 | |
| ②子どもの読書活動の推進 | |
| （基本方針 2）生涯学習の推進 | 39 |
| 〈主要施策〉 ①公民館等生涯学習拠点施設の整備と活用の促進 | |
| （基本方針 3）芸術・学術文化活動の推進 | 40 |
| 〈主要施策〉 ①美術館の環境整備 | |
| ②博物館等学術文化拠点の環境整備 | |
| （基本方針 4）文化財保護・活用の推進 | 42 |
| 〈主要施策〉 ①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり | |
| ②文化財の整備活用の推進 | |
| （基本方針 5）人権教育の推進 | 46 |
| 〈主要施策〉 ①関係機関と連携した多様な人権教育の推進 | |
| ②教職員研修の充実 | |

◆推進指標

總
論

論
述

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育振興基本計画を定めること等が規定され、本市においても、平成23年度から「下関市教育振興基本計画」を策定し、施策を実施してきたところです。

平成30年6月には国の「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。また、同年10月には、「山口県教育振興基本計画 2018-2022」が策定されました。

本市においては、これらの教育振興基本計画を受け、下関市の教育における中期的な計画である「下関市教育振興基本計画〔令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）〕」を策定しました。

本基本計画は、第2期の「下関市教育振興基本計画〔平成27年度～平成31年度〕」を踏まえつつ、時代の変化に応じた新たな主要施策を設定しております。そして、施策の評価・点検を適切かつ確実に実施することで、適宜、施策、事業の見直しを図り、よりよい教育行政の実現を目指します。

また、本市の教育がめざす人間像を明確にし、これを実現するための中期的な目標及び方針を定めることで、教育の振興に関する方向性を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって教育基本法に定められている「教育の目的及び理念」の達成を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、下関市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるとともに、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定められた「第2次下関市総合計画」を踏まえ策定したものです。

*本計画は、令和2年8月27日に開催された下関市総合教育会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく大綱として位置付けられました。

3 計画期間

計画期間は、「下関市総合計画」との整合性を確保するため、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

| 年度 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-----|----------------------------|------|------|------|---------------|-----------------|------|------|----------------------|--------------------------|-----------------|------|----------------------|-------------------------|------|------|------|------|
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 国 | 教育振興基本計画 | | | | | 第2期 教育振興基本計画 | | | | | 第3期 教育振興基本計画 | | | | | | | |
| 山口県 | 山口県教育ビジョン H10～H24（15年間） | | | | | 山口県 教育振興基本計画 | | | | | 山口県 教育振興基本計画 | | | | | | | |
| 下関市 | 下関市総合計画 前期 | | | | 下関市総合計画 後期 | | | | 第2次 下関市総合計画 前期 | | | | 第2次 下関市総合計画 後期 | | | | | |
| | | | | | | 下関市教育振興基本計画 | | | | 下関市教育振興基本計画 （下関市教育大綱） | | | | 下関市教育振興基本計 （下関市教育大綱） | | | | |

Ⅱ 基本的な考え方

1 基本理念（教育理念）

**夢への挑戦
生き抜く力
胸に誇りと志**

～学びが好きな子ども

学びの街・下関～

解説文につきましては、次のページに掲載しております。

夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志

～ 学びが好きな子ども 学びの街・下関～

解説文

現在、少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展に伴い、家庭や地域社会の変容、個人の生活スタイルの多様化等、私たちを取りまく環境は大きく変化しています。

こうした変化や複雑化・多様化する様々な課題に柔軟に対応し、誰もが未来に向けてよりよく生きることができるよう、生涯にわたって学び続けることが大切です。そして、学びから得た力を自分のためだけでなく、社会全体のために役立てようとする心情・態度を育てることが、現在求められています。

そこで、下関市教育委員会では、上記の教育理念を掲げ、教育のさらなる充実・発展に努めてまいります。

「夢への挑戦」には、自分の可能性を信じ、夢に向かってあきらめずに挑戦してほしいという願いが込められています。

夢へ挑戦するためには、「生き抜く力」が必要となります。

【生き抜く力】

- どのような状況においても、主体的に課題を探求する力
- 柔軟に物事をとらえ、的確に判断し、行動する力
- 他者を思いやり、感謝する心や感動する心等の豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力
- 世界的な視野をもち、多様な集団において人間関係を形成し、協働する力

このような力を身につけて、郷土の自然や人、歴史、伝統、文化に「誇り」をもち、「志」を胸に抱いて社会で活躍する人材を育てていきたいと考えます。

社会の変化に合わせて自分を変化させ、成長するために必要な資質は、「学ぶ力」です。一人ひとりが「学ぶ力」を身につけ、学び続けることが、より豊かな人生を歩むためには欠かせません。

しかし、その「学ぶ力」は、自分の幸せだけでなく、より豊かな郷土・下関の形成に寄与できる力でなければなりません。

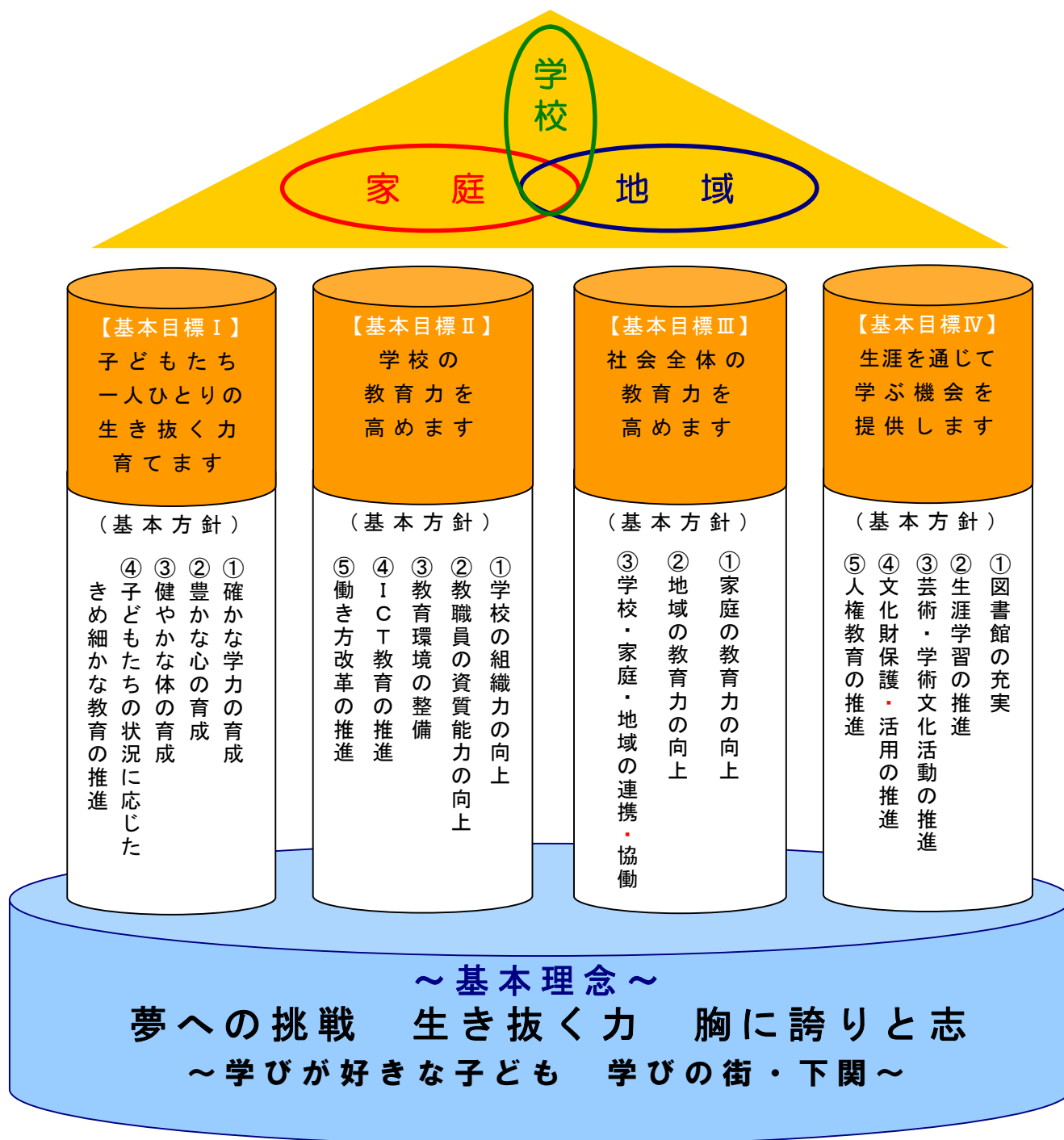
夢に挑戦し、夢を叶えるのは、学び続けることで成長した、未来の自分です。

「学ぶ力」を育成し、「学びが好きな子ども」を育て、「学びの街・下関」の実現に向けて下関市教育に力を尽くしてまいります。

2 計画のイメージ

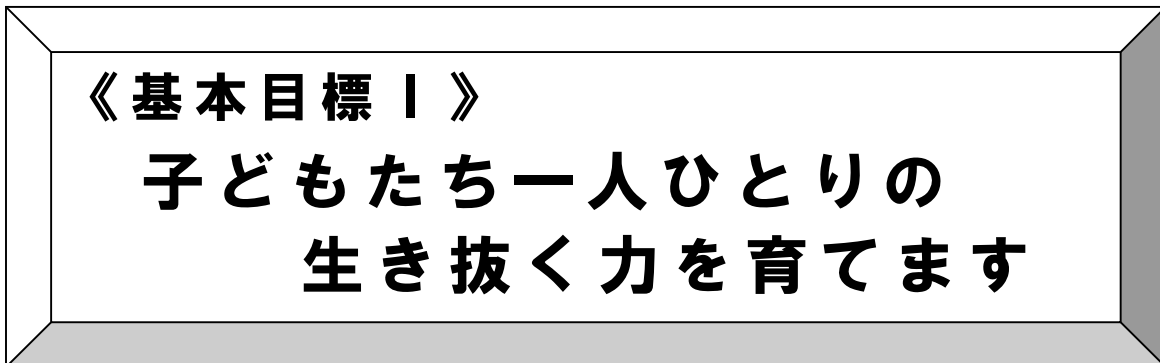
めざす人間像

- ◆生命を大切にし、豊かな心と健やかな体、伝統と文化に育まれた、「ふるさと下関」を愛する心をもって、幸せに暮らすことができる人
- ◆人や社会、自然とのつながりのもと、グローバルな視点をもって、豊かな未来を切り拓き、主体的に行動できる人



3 基本目標

基本理念を具体化するため、次の4つの基本目標を設定します。



【課題】

教育を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、経済格差の拡大、グローバル化・高度情報化の進展等により急速に変化しており、いじめや不登校をはじめ、学力・体力の向上や規範意識の醸成等、複雑・多様化する教育課題に的確に対応することが求められています。

こうした課題を解決するために、子どもたち一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、未来に向け主体的に生きることができるよう、その基盤となる「生き抜く力」を養うことが必要です。

【基本目標の考え方】

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する「確かな学力」、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等の「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」を3つの柱として「生き抜く力」を育成するとともに、子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育を推進します。

【基本方針】

- ① 確かな学力の育成
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

《基本目標Ⅱ》

学校の教育力を高めます

【課題】

子どもたちの成長過程において大きな役割を担う集団生活の場である学校が直面する課題は、社会背景や地域の実状によって様々であり、教育に対するニーズは多様化、複雑化しています。

すべての子どもたちが、安全な環境の中で安心して学び、様々な体験活動を通して成長し、Society 5.0^(*)時代に活躍できるよう、すべての学校において質の高い教育環境を確保することが必要です。

(*)Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実社会)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)。

【基本目標の考え方】

子どもたちに質の高い教育を提供するため、研修体制の充実や校種間連携の促進等により学校の組織力を高め、教職員一人ひとりの適正・能力・課題に応じて計画的・継続的に資質を向上させるとともに、ICT教育環境の整備や学校施設の耐震化、空調設備の設置、老朽化した学校施設の改善等、地域の実状に応じて、安全な教育環境の整備を推進します。

【基本方針】

- ① 学校の組織力の向上
- ② 教職員の資質能力の向上
- ③ 教育環境の整備
- ④ ICT教育の推進
- ⑤ 働き方改革の推進

《基本目標Ⅲ》

社会全体の教育力を高めます

【課題】

学校の教育力の向上が求められる一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化や、社会参画への意識の低下等がみられます。

こうした家庭や地域の在り方を改めて見直し、人との交わりを重視し、家庭や地域を含めた社会全体の教育力を高める必要があります。

【基本目標の考え方】

社会の変化に伴い、家庭や地域の在り方、その機能も変化しています。

家庭や地域の自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携しながら、社会全体で教育を推進することが求められています。そのために、地域における教育体制の整備や家庭への支援、さらに相互連携の仕組みづくりに取り組めます。

【基本方針】

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 地域の教育力の向上
- ③ 学校・家庭・地域の連携・協働

《基本目標Ⅳ》

生涯を通じて

学ぶ機会を提供します

【課題】

少子高齢化や人口減少が進展し、変化の著しい社会の中で、ふるさと下関に誇りと愛着をもち、よりよく生きていくためには、生涯を通じて主体的に学び、その成果を生かしていくことが大切です。

また、持続可能な地域社会を創造するには、市民一人ひとりが自ら生活する地域を創っていくという意識が必要であり、地域の特性や魅力ある資源を活用した学習機会の充実に取組み、生涯を通じて学ぶ機会を提供するとともに社会教育施設の適切な整備と管理が必要です。

【基本目標の考え方】

いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、一人ひとりが学びの成果を生かして、豊かな人生を送ることができるよう、図書館や公民館等の生涯学習拠点施設の整備や生涯学習機会の拡充を図るとともに、芸術・学術文化活動、文化財保護・活用等の推進に努めます。

【基本方針】

- ① 図書館の充実
- ② 生涯学習の推進
- ③ 芸術・学術文化活動の推進
- ④ 文化財保護・活用の推進
- ⑤ 人権教育の推進

Ⅲ 施策体系

下関市教育委員会では、4つの基本目標の達成のために、以下の基本方針に基づき、具体的な施策を実施します。

| 基本理念 | 基本目標 | 基本方針 | 主要施策 |
|--------------------------|----------------------------|------------------------|-------------------|
| 夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志 | Ⅰ 子どもたち一人ひとりの生き抜く力を育てます | ① 確かな学力の育成 | ① 基礎・基本の定着と学力の向上 |
| | | | ② 時代の進展に対応した教育の推進 |
| | | | ③ キャリア教育の推進 |
| | | | ④ ビジネス教育の推進 |
| | ② 豊かな心の育成 | ① 思いやりのある豊かな心を育む教育の推進 | |
| | | ② ふるさと学習の推進 | |
| | | ③ つながりを基盤とした青少年健全育成の推進 | |
| | | ④ 不登校児童生徒の適応指導の充実 | |
| | ③ 健やかな体の育成 | ① 体力の向上 | |
| | | ② 健康教育の推進 | |
| ④ 子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進 | ③ 食育の推進 | | |
| | ① 特別支援教育の推進 | | |
| Ⅱ 学校の教育力を高めます | ① 学校の組織力の向上 | ① 組織力を高める取組 | |
| | | ② 教職員の適切な配置 | |
| | | ③ 校種間の連携の推進 | |
| | ② 教職員の資質能力の向上 | ① 指導力を高める研修の実施 | |
| | | ② 教育センターの運営 | |
| | ③ 教育環境の整備 | ① 市立学校の適正規模・適正配置の推進 | |
| | | ② 私学教育の振興 | |
| | | ③ 学校給食施設の管理運営 | |
| | | ④ 安全な施設、教材教具等の整備 | |
| ⑤ 就学に対する支援 | | | |
| ④ ICT教育の推進 | ① 情報教育の推進に向けた整備 | | |
| ⑤ 働き方改革の推進 | ① 学校における働き方改革の推進 | | |

| 基本理念 | 基本目標 | 基本方針 | 主要施策 |
|--------------------------|------------------------|----------------------|------------------------|
| 夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志 | Ⅲ 社会全体の 教育力を高めます | ①家庭の教育力の向上 | ①家庭への学習支援 |
| | | | ②家庭教育を支える組織の育成 |
| | | | ③関係機関等との連携強化 |
| | | ②地域の教育力の向上 | ①青少年健全育成の体制づくり |
| | | | ②青少年の交流活動の場づくり |
| | | | ③地域活動を支える指導者の育成 |
| | | ③学校・家庭・地域の連携・協働 | ①地域とともにある学校づくりの推進 |
| | | | ②地域の子どもを地域で育てる活動の促進 |
| | | | |
| | Ⅳ 生涯を通じて学ぶ機会を提供します | ①図書館の充実 | ①図書館の充実 |
| | | | ②子どもの読書活動の推進 |
| | | ②生涯学習の推進 | ①公民館等生涯学習拠点施設の整備と活用の促進 |
| | | | |
| | | ③芸術・学術文化活動の推進 | ①美術館の環境整備 |
| | | | ②博物館等学術文化拠点の環境整備 |
| ④文化財保護・活用の推進 | | ①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり | |
| | | ②文化財の整備活用の推進 | |
| ⑤人権教育の推進 | ①関係機関と連携した多様な人権教育の推進 | | |
| | ②教職員研修の充実 | | |

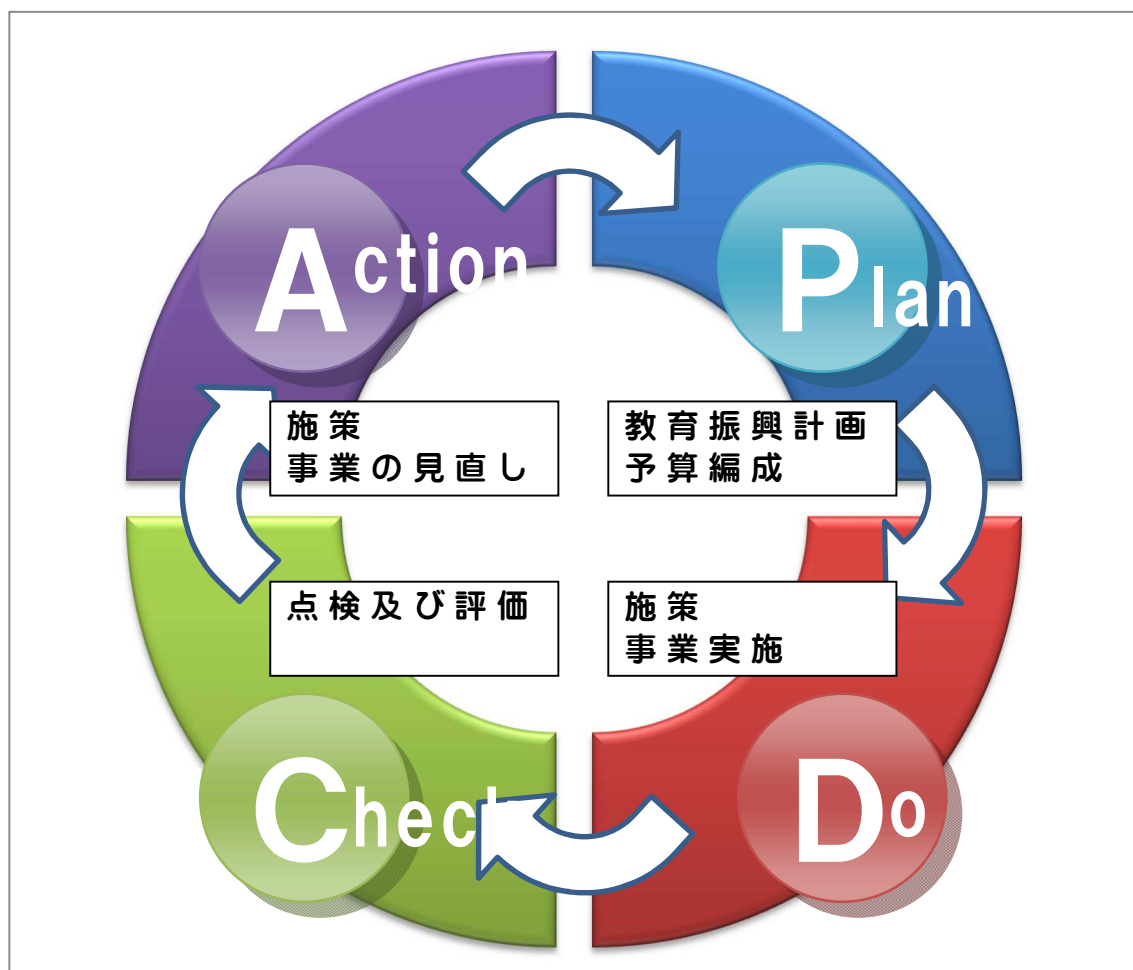
IV 計画の推進にあたって

計画の進行管理

「夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志」を実現するため、本計画（Plan）に定めた施策を確実に実施し（Do）、その施策を点検・評価し（Check）、必要に応じて改善を図る（Action）ことが重要です。

施策の点検・評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき毎年行うこととし、このPDCAサイクルを重視しながら、常に基本理念に立ち返って教育行政を進めます。

なお、本計画の期間は令和2年度（2020年度）からの5年間であり、令和7年度（2025年度）には、改めて次期計画を策定しますが、社会情勢の変化や法改正等現時点では不測の要因もあり、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。



SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年(2015年)にSDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が国連サミットで採択されました。

これは、「誰一人取り残さない(leave no one behind)社会の実現」を目指し、持続可能な世界を実現するための17の目標を定めたものです。

本計画においては、目標4「質の高い教育をみんなに」を全ての基本方針の目標に位置づけることで、持続可能な「質の高い教育」の実現を目指すとともに、その他の多様な目標についても追求することで、本市の取り巻く社会的背景や課題の解決に資するものと考え、教育の事業の推進にあたって、SDGsの理念を念頭に置いて取り組んでまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



危機管理

本計画で掲げる基本目標を実現するためには、事件や事故、自然災害や新型コロナウイルス感染症を含む感染症等、子どもたちを取り巻く様々な事態への対応が求められます。

このことから、学校における災害、防犯、交通安全等への対応マニュアルとして「下関スタンダード」、「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン～「学校の新しい生活様式」対応～」等を定め、これらに基づき学校での安全管理等を組織的に実施します。

また、図書館、博物館、美術館、公民館等の社会教育施設についても、自然災害については、「下関市地域防災計画」により、また新型コロナウイルス感染症については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」を踏まえ、各施設の関係団体により示された「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、施設ごとに対策を講じ、施設運営を行います。

なお、これらのマニュアル等は、適宜見直すものとします。

各

論

《基本目標Ⅰ》

子どもたち一人ひとりの生き抜く力を育てます

基本方針 1 確かな学力の育成



子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進します。

主要施策

① 基礎・基本の定着と学力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、多様な活動をとおして思考力・判断力・表現力を養い、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる学習を展開します。

① 学習指導の充実

校種間や学校と家庭との連携を図りながら、学習規律や学習・読書習慣等を育成する指導を継続的に実施します。

② 学力調査の活用

学力向上に向けて、全国学力・学習状況調査^(*1)等の結果分析と課題把握に基づいた指導方法の工夫改善を図る検証・改善サイクルの確立により、児童生徒の学力の確実な定着と向上に向けた取組の一層の充実を図ります。

③ 学力向上プランの活用

各学校において、子どもたちの学力の状況に応じた学力向上の取組を推進するため、学力向上プラン^(*2)の改善・充実を図ります。

④ 家庭学習の充実

学びの習慣化を図る指導の工夫・改善を図ります。

(*1) 全国学力・学習状況調査

平成19年度から文部科学省が実施している小学校第6学年と中学校第3学年を対象とした調査（教科（国語、算数・数学、理科、英語（令和元年度～））に関する調査と生活習慣や学習環境等に関するアンケート調査）。

(*2) 学力向上プラン

学力調査等で得られた結果を基に、指導方法の工夫・改善、授業研究会の実施、家庭との連携等学力向上のための様々な取組を効果的に推進していくために各学校において作成する計画。

主要施策

②時代の進展に対応した教育の推進

時代の進展によって変化する教育課題に対し、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等の校種や教科を横断した教育を推進します。

① 小中連携の促進

「つながる 9 年間の学び」をめざした小・中学校の連携・協働体制の強化を図ります。

② へき地・複式教育の充実

地域や小規模校の特性を生かした特色ある教育活動を推進します。

③ 情報教育の推進

情報活用能力を育むため、ICT環境を整え、授業におけるICT活用の推進や家庭・関係機関と連携した情報モラル教育の充実を図ります。

④ 外国語教育の充実

コミュニケーション能力の育成と国際交流の促進につながるよう、外国語指導助手（ALT^(*1)）を学校に派遣するとともに、外国語教育の早期化・高度化に対応するため、外国語指導支援員（Eサポ^(*2)）を小学校に配置します。

(*1) ALT

Assistant Language Teacher の略。

(*2) Eサポ

English サポータの略。

主要施策

③キャリア教育の推進

子どもたちの夢の実現に向けて、学校と家庭、地域等との連携を深め基礎的・汎用的能力^(*1)を育成します。

① 心身の成長過程に応じたキャリア教育の推進

子どもたちの心身の成長過程に応じ、「キャリア・パスポート^(*2)」を活用して、小・中・高の「つながり」と地域との「かかわり」を大切にしながら計画的・継続的なキャリア教育を推進します。

(*1) 基礎的・汎用的能力

中央教育審議会が平成23年1月の答申の中で社会的・職業的自立に向けて必要な能力としてまとめたもので、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。

(*2) キャリア・パスポート

新学習指導要領の実施に伴い、令和2年4月より全ての小学校、中学校、高等学校において作成することとなったもので、児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動の中で、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオである。

主要施策

④ ビジネス教育の推進（下関商業高等学校）

最新のICTを活用した授業の実践をとおして、高度情報化社会で必要とされるビジネスに関する専門的な知識・技能を身につけ、情報を主体的に活用できる生徒を育てます。

① ビジネス教育の推進

ビジネス社会に適應できる人材を育てるため、ビジネスに関する専門的な知識・技術の習得、保護者・地域との連携、学校行事・部活動の活性化を図ります。

② 情報処理教育の充実

情報を主体的に活用できるよう、高度情報化社会で必要とされる専門的な知識・技術の習得に向けた取組を充実します。



「命を大切にする心」「思いやりの心」「感動する心」「規範意識」等の豊かな心を育む「心の教育」を充実します。

主要施策**① 思いやりのある豊かな心を育む教育の推進**

子どもたち一人ひとりに、互いを尊重し合う心や思いやりの心、善悪を判断する力や社会のルールを身につける等、豊かな人間関係を築くことができる力を育みます。

① 道徳教育の充実

道徳科を要とした学校の教育活動全体において、各学校の実態や子どもの興味・関心を考慮し、体験活動の充実や家庭や地域との連携をとおして、内面に根ざした道徳性の育成を図ります。

② 人権教育の充実

子どもたちの心身の成長の過程に即し、学校の教育活動をとおして人権尊重の意識を高め一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

③ いのちの教育の充実

「下関市いのちの日」における「命の尊厳」について考える取組の充実をはじめとして、自他の生命を尊重する心や思いやりの心を育む取組の充実を図ります。

④ 特別活動の充実

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、社会体験活動や自然体験活動等を推進するとともに、人間関係づくりプログラムの計画的な活用を進めます。

⑤ 読書活動の充実

家庭や地域と連携した朝読書や読み聞かせ等読書意欲を高める読書活動を推進します。

⑥ 姉妹校交流

国内外の姉妹校との相互交流をとおして、言語や文化に対する体験的な理解を図り、広い視野をもった人材を育成します。

主要施策

②ふるさと学習の推進

「地域・伝統文化に関する教育」の充実を図り、「ふるさと下関」に対する誇りと愛情を育む指導を推進します。

① ふるさと学習に対する支援

子どもたちが「ふるさと下関」に誇りと愛着をもつことができるよう、郷土の歴史に関する教材作成や地域人材の発掘等学校における「ふるさと学習」を支援します。

主要施策

③つながりを基盤とした青少年健全育成の推進

人と人とのつながりはもとより、校種間、各関係機関との連携等に努め、児童生徒一人ひとり的人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう、指導・支援していきます。また、街頭補導や環境浄化活動等、関係機関・団体・地域との緊密な連携のもとに青少年の非行防止活動を総合的に行います。

① 生徒指導推進体制の充実

小・中学校における成長促進的な生徒指導を推進します。また、児童生徒の問題行動等に対する学校への支援・助言を行います。

② 青少年補導センターにおける補導、相談の実施

青少年を非行から守り、健全に育成するために、青少年補導委員や警察署等の関係機関と連携して、補導活動を行います。

また、思春期の悩みや保護者の不安等に適切に対処できるよう、電話・メール・面接相談を行います。

主要施策

④不登校児童生徒の適応指導の充実

不登校の児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行います。

① 不登校児童生徒への個別支援の実施

不登校の児童生徒に対し、教育支援教室『かんせい』(*)で専門指導員等による個別の学習支援・教育相談を行います。また、状況に応じて、民間団体との連携を図りつつ、訪問支援を行うとともに、教育支援教室の充実を図ります。

② ふれあいDAYキャンプの実施

社会体験活動・自然体験活動を通じて、不登校の児童生徒の自主性・社会性をより育み、集団に適応する力を伸ばします。

(*)教育支援教室『かんせい』

学校に行かない、行きたくても行けない子どもたちのために、個別や小集団での相談や指導を行いながら一人ひとりの社会的自立を目指す中で、学校復帰が出来るよう支援する教室。

基本方針 3

健やかな体の育成



子どもたちが、発達段階に応じて健康で安全な生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上や食習慣をはじめとする生活習慣の改善を図ります。

主要施策

① 体力の向上

体育科の授業や運動部等の活動を支援し、子どもたちの心身の発達と体力の向上を図ります。

① 体力向上プログラムの充実

体力向上に向け、「1校1取組」等の組織的・継続的な指導を展開するため、体力向上プログラム^(*)の充実と改善を図ります。

また、地域スポーツ人材等の積極的な活用を図ります。

② スポーツ大会の運営・支援

子どもたちの健康な心身の発達を促すため、各種スポーツ大会の運営や事業への支援を行います。

③ 選手派遣の支援

競技技術の向上を図るとともにスポーツ精神を養うため、子どもたちが各種スポーツ大会に参加できるよう支援を行います。

(*)体力向上プログラム

学校における子どもの体力的な実態に基づき、その改善を図るために子どもたちの運動場面、体育活動全般をまとめた活動予定表。

主要施策

② 健康教育の推進

子どもたちが健康で安全な学校生活を送ることができるよう、関係機関との緊密な連携による健康教育を推進します。

① 健康教育に関する研修会・調査研究の実施

子どもたちが心身ともに調和のとれた発達ができるよう、健康教育をより一層充実するための研修や調査研究に取組みます。

② 望ましい生活習慣形成の啓発

家庭・地域と連携し、「早寝、早起き、朝ごはん」等の望ましい生活習慣形成の啓発に努めます。

主要施策

③食育の推進

心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、家庭や地域と連携した食育を推進します。

① 地場産給食の推進

地場産食材を使用した学校給食を通じて、地元の農林水産物への理解と郷土愛の醸成に努めます。

② 食育推進ボランティアの活用

食育推進ボランティアによる講話や食育実践活動を通じて、子どもたちの食や農業漁業に関する理解を深めるよう支援を行います。

③ 食に関する指導の充実

学級・教科担任と栄養教諭・学校栄養職員が連携しながら、食に関する指導の充実を図ります。

④ 学校給食の充実

食に関する指導への活用や、適切な栄養の摂取による健康の維持増進のため、イベント給食を含めた献立内容の充実に努めます。



特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの自立と社会参加を支える特別支援教育を推進します。

主要施策**① 特別支援教育の推進**

障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援をとおして「生き抜く力」を育み、地域の関係機関と連携しながら自立と社会参加を支える特別支援教育を推進します。

① 下関市教育支援委員会の開催

障害のある子どもの状況を正しく理解し、一人ひとりの可能性が最大限に伸長されるための教育支援の推進に努めます。

② 小・中学校への特別支援教育支援員の配置

特別な支援を必要とする子どもが就学する市立小・中学校において、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な支援・介助を行う特別支援教育支援員の配置に努めます。

③ 特別支援学級就学に対する助成

特別支援学級へ就学する子どもの保護者の経済的な負担を軽減するための助成を行います。

④ 特別支援学級や通級指導教室の充実

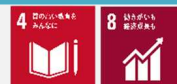
特別な支援を必要とする子どもが、身近な場で特別な指導や支援が受けられるよう、適切な教育支援とともに、特別支援学級や通級指導教室の設置及び教育活動に必要な設備の整備を推進します。

《基本目標Ⅱ》

学校の教育力を高めます

基本方針 1

学校の組織力の向上



教職員が能力を十分に発揮しながら、充実した教育活動を行うため、教職員の研修や適切な配置に努めます。

主要施策

①組織力を高める取組

さまざまな評価や調査を活用し、課題把握に努め、実効性のある重点目標を設定し、その目標を地域や家庭と共有し、課題解決に向けた組織的な取組を推進します。

① 評価を生かした組織的な取組

学校評価・教職員評価・授業評価及び各調査結果を活用した学校の状況の客観的な分析を行い、実効性のある重点目標を設定します。その目標を学校運営協議会等を通じて学校、家庭、地域が共有し、協働的、組織的な取組を推進します。

主要施策

②教職員の適切な配置

学校や地域の特色や実態に応じた、適切な教職員の配置に努めます。

① 教職員の適切な人事管理

各学校の課題や個々の教職員の専門性、年齢、性別、現任校の勤務年数等の観点から、適切な配置を進めます。

② 非常勤講師等の活用

学校や地域の状況等を踏まえ、学力向上等支援員や特別支援教育支援員等、必要に応じた支援員等の配置に努めます。

子どもたちの発達段階において直面する様々な教育課題について、適切かつ効果的に対応するために、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校の校種間の連携を促進します。

① なめらかな接続のための体制づくり

幼保こ・小・中・高の教職員による連携のための体制づくりと職員研修を充実します。また小・中が連携して学力向上等の共通課題に応じた中学校区ごとの小中連携協議会等を充実します。

② 小中一貫教育の推進

学校行事等での協働体制を築くとともに、小中一貫したカリキュラムの作成をおして小・中連携を深化していきます。また、小中一貫教育校の設置を推進するとともに、義務教育学校の設置に向けた研究を進めていきます。



教職員の資質・能力を効果的に高めるための研修を実施するとともに、教職員が主体的に研修に取り組めるよう支援します。

主要施策**① 指導力を高める研修の実施**

教職員、一人ひとりの適性・能力・課題に応じて資質能力の向上を図るため、中核市として教職員研修のさらなる充実を図ります。

資質向上の体制づくりを促進するため、指導主事の担当校制による訪問支援により、校内研修の充実を図る等、全校体制での組織的な取組を支援します。

① 教職員の経験に応じた研修の実施

教職員の経験年数や職歴に応じ、初任者、フォローアップ（2年次、3年次）、6年次、中堅教諭を対象として資質・能力の向上を図るための研修を行います。

② 教職員の専門性を高める研修の実施

学習指導、特別支援教育等、専門的な知識・技能を習得する研修や、情報教育、国際理解教育等、時代の進展に対応した教育課題についての見識を高める研修を行います。

③ 指導主事の派遣による校内研修等への支援体制の充実

学校毎の課題解決を図るための支援や校内研修の活性化を図るための支援、さらには、新採 3 年目までの教職員の資質向上の支援ために指導主事を学校に派遣する研修支援訪問・要請訪問・担当校訪問を行います。

主要施策

②教育センターの運営

中核市として、教職員の資質・能力の向上に不可欠な研修を充実するために教育センターを効果的に運用します。

① 教育センターの運営

- ・ 研修内容のさらなる充実
- ・ 自主的な研修・研究の活性化
- ・ 学習指導、教科指導等の専門研修に関する資料・データの蓄積

上記の取組をとおして、より効果的に教職員の資質・能力の向上を図ります。

また、研修機能と教育委員会事務局機能を一体的に運営することにより、各学校に対する支援体制を一層強化します。

基本方針 3

教育環境の整備



子どもたちがよりよい教育環境の中で安全に安心して学校に通い、過ごすことができるよう、教育環境の整備や支援を推進します。

主要施策

① 市立学校の適正規模・適正配置の推進

学校の小規模化等の課題に対応するために、市立学校の適正規模・適正配置を推進し、地域の実状に応じた教育環境の改善に努めます。

① 市立小・中学校の適正規模・適正配置の推進

小・中学校の教育環境の現状について、地域と保護者、教育委員会とが情報を共有し、意見交換等を行いながら「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づいて教育環境の改善に努めます。

主要施策

② 私学教育の振興

私立学校の健全な発展と教育の推進を図るため、私立学校の特性が発揮できるよう支援します。

① 私学に対する助成

私立学校の特色ある教育活動に対して助成を行います。

主要施策

③ 学校給食施設の管理運営

子どもたちに安全で安心な学校給食を提供するために、給食施設の維持改善を図り、適正かつ円滑な給食運営に努めます。

① 学校給食施設の衛生管理

子どもたちに安全で安心な学校給食を提供するために、調理機器や衛生機器の改善を図り、衛生管理の徹底に努めます。

② 給食施設の管理運営

子どもたちに安全で安心な学校給食を提供するために、給食施設の維持管理に努めるとともに、施設・設備の老朽化が進行する給食施設の集約を図るとともに、学校給食提供体制の見直しを検討します。

主要施策

④安全な施設、教材教具等の整備

子どもたちが安全で充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設や教材教具等の整備に努めます。

① 学校施設の耐震化

学校施設の安全性を高めるために、引き続き学校施設の耐震化対策を行います。

② 学校施設の長寿命化

学校施設の長期有効活用を図るため、建物の耐久性や機能、性能向上させる長寿命化に計画的に取り組めます。

③ 学校施設の整備

安全・安心な教育環境を整備するため、特別教室への空調設備の設置やトイレの洋式化、施設の適切な維持管理並びに老朽施設等の改善に努めます。

④ 教材教具の整備

学校での教育活動を充実するため、教材教具の整備を図ります。

⑤ 学校図書の実充

各教科での活用や子どもたちの読書活動を促進するため、学校図書の充実に努めます。

主要施策

⑤就学に対する支援

子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、就学や遠距離通学に対する支援を行います。

① 奨学金の貸付

向学心に富み能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な高校生や大学生に対し奨学金の貸付を行います。

② 学用品費等の援助

経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対し、学用品費や給食費等、義務教育に必要な経費を援助します。

③ 遠距離通学に対する援助

遠距離を通学する子どもの保護者に対し、通学費等の必要な経費を援助します。

④ スクールバスの運行

遠距離通学の負担を軽減するとともに、子どもたちの登下校の安全を確保するため、必要な地域においてスクールバスを運行します。



子どもたちを取り巻く社会環境が、急速なテクノロジーの進歩とグローバル化の進展を迎えているなか、学習の基盤と位置付けられる「情報活用能力」を育成するとともに、多様な子どもたちを誰一人取残すことなく、公正に個別最適化された学びにより、資質・能力を一層確実に育成できるようGIGAスクール構想の実現を目指し、ICT教育環境の整備を推進します。

主要施策**① 情報教育の推進に向けた整備**

Society 5.0を生きる児童生徒に求められる情報活用能力等の育成を行うため、ICT教育環境の基盤となるタブレット端末や大型提示装置の整備等を図ります

① 児童生徒1人1台端末等の整備

情報活用能力等の育成を行うため、児童生徒1人1台のタブレット端末や普通教室等に大型提示装置の整備を図ります。

② 学習支援ソフトウェアを活用した授業の推進

教員が学習課題への興味関心を高め、学習内容をわかりやすく説明したり、児童生徒が一人ひとりの考えをお互いにリアルタイムで共有し、双方向で意見交換する協働的な学びを進めたりするために、学習支援ソフトウェアを活用した授業の導入を図ります。

③ 研修環境の整備

教員を対象とした機器の操作研修や授業へのICT機器及び学習支援ソフトウェアの利活用のための実践研修を行うため、教育センターのICT環境の整備を図ります。

基本方針 5 働き方改革の推進



学校の多忙化を解消し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、本来担うべき業務に専念できるように、業務の効率化等働き方の見直しを図ります。

主要施策

① 学校における働き方改革の推進

「山口県学校における働き方改革加速プラン」に沿った取組を着実に推進し、持続可能な学校の指導・運営体制^(*)や教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

① 業務の見直し・効率化

学校現場における業務量の適正化を図るとともに、学校行事の精選や内容の見直し、ICTの活用による事務処理等により、更なる業務の効率化を図ります。

② 勤務体制等の改善

時間外在校等時間の適切な把握に取り組むとともに、柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図ることで、時間外在校等時間の縮減やワーク・ライフ・バランスの充実につなげていきます。

③ 学校支援人材の活用

「チーム学校」の実現に向け、校務や地域連携活動、部活動等を支援する外部人材の更なる活用を図ります。

(*)持続可能な学校の指導・運営体制

教員が、限られた時間の中で児童生徒と接する時間を十分に確保し、その専門性を生かしながら、児童生徒に必要な総合的な指導（学習・生徒指導・学級経営等）を持続的・効率的に行うことができる体制。

《基本目標Ⅲ》

社会全体の教育力を高めます

基本方針 1

家庭の教育力の向上



家庭教育の自主性を尊重し、保護者が自信をもって子の教育に臨むことができるよう、家庭の教育力向上に向けた支援を行います。

主要施策

① 家庭への学習支援

子育ての悩みを抱える保護者や、保護者同士のネットワークの広がりを求める保護者を対象に、家庭での教育について学習する機会を提供するとともに、親子のふれあい活動等を提供することで、保護者の家庭教育力の向上を図ります。

① 家庭の教育力を高めるための講座の実施

家庭における教育実践力の向上を目的に、学校の参観日やPTA研修会等の機会を活用した保護者対象の「家庭教育学級」のほか、親子でふれあい学ぶ講座等を実施します。

主要施策

② 家庭教育を支える組織の育成

地域で家庭教育を支える自主的な活動を促進するため、PTA活動等組織の育成を図るとともに、地域の地域教育力を生かした家庭教育支援チーム^(*)の育成を図ります。

① 社会教育団体の育成

PTAや婦人会等社会教育関係団体の運営の改善や団体への参加意識の高揚、組織強化等が図られるよう、支援を行います。

② 家庭教育支援チームの育成

地域の家庭教育支援チームの育成を図り、活動の支援を行います。

(*)家庭教育支援チーム

子育て経験者をはじめとする地域の人材で構成された集まりで、子育てや家庭教育の応援をするもの。

主要施策**③関係機関等との連携強化**

関係機関等と情報共有に努めるとともに、連携強化を密にすることにより、幅広くきめ細やかな支援の充実を図ります。

① 行政機関内での連携

学校の体験学習の中で子育てに触れ合う取組や、関係課と連携し、子育ての段階に応じた相談やアドバイスを行います。

② 関係団体との連携

P T A や子育て関係団体、民間企業と連携して、家庭教育の重要性を啓発し、早い時期から地域社会の関わりの中で基本的な生活習慣の取得を目指します。



人間関係の希薄化がみられる今日の社会において、だれもが教育に参加できるような仕組みを地域に築き、地域の教育力向上を目指します。

主要施策**① 青少年健全育成の体制づくり**

青少年が地域の中で心豊かで健やかに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動を支援します。

① 青少年健全育成のための体制整備と啓発

心身ともに健全な青少年の育成を図るため、市民運動の展開による啓発活動を行うほか、年度内に20歳を迎える者を対象として、成人としての自覚、進歩と協調の精神、責任ある行動を認識させるために、記念式典を開催します。

② 青少年団体への支援

青少年を対象とする社会教育団体の組織基盤を強化するとともに、団体の活動機運を高め、自主活動を促進するための支援を行います。

主要施策**② 青少年の交流活動の場づくり**

青少年が、社会の一員であることを自覚し、他者との相互理解を深め、学校・地域・職場等で自主的に活動するための交流の場づくりに努めます。

① 多様な体験活動の実施

通学合宿、キャンプや野外活動等の体験活動を実施し、青少年の自立心と協調性を育成します。

青少年期に「子育て体験」や「ボランティア体験」等の地域における世代間交流や生活体験を通じて、命の大切さを学び、社会性を育てる活動を推進します。

② 青少年交流施設の活用の促進

青年の家において、青少年の規律ある共同生活と研修を通じて交流を深め、人間関係を育て、学校・地域・職場の活動に貢献できる青少年の育成を図ります。

主要施策**③ 地域活動を支える指導者の育成**

地域活動への参加意識の高揚と地域活動組織の強化を図るため、必要な指導や助言を行うとともに、地域活動において大きな役割を果たす指導者を育成します。

① 指導者に対する研修の実施

子どもの指導者として活躍している人や、指導者になろうとする人を対象に、スキルアップのための講習を行います。



学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、相互に連携・協働していく仕組みを構築し、社会全体の教育力をさらに高めます。

主要施策

① 地域とともにある学校づくりの推進

家庭や地域住民の積極的な参画を促しながら、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築し、地域が一体となって子どもたちを育む活動を推進します。

「やまぐち型地域連携教育^(*1)」の仕組みを活かし、中学校区での連携を強化することで学校や地域の課題解決を目指します。

① 学校における生徒指導に対する地域連携・協働体制の強化

児童生徒の問題行動等に係る実態を把握し、保護者や地域、児童相談所や警察等の関係機関との連絡調整も踏まえ、学校とともに対応策を多角的に検討する等、適切な支援に努めます。

② 学校運営協議会^(*2)の活性化

学校や地域の「願い」の実現を目指し、学校・家庭・地域が一体となり学校が抱える様々な課題を解決するために、コミュニティ・スクール^(*3)の仕組みを活用し、地域とともにある学校づくりを推進します。

③ 学校応援団の組織化

保護者や地域住民ボランティア等による学校支援体制づくりを支援します。

④ 学校と地域との連携・協働体制の強化・促進

学校と学校応援団、地域をつなぐコーディネーターを配置し、スムーズな連携・協働により、効果的な取組を促進します。

(*1) やまぐち型地域連携教育

コミュニティ・スクールが核となり、地域協育ネットの仕組みを生かして中学校区で地域ネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや見守りを支援する取組。

(*2) 学校運営協議会

教育委員会から任命された保護者や地域等の代表が、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画する協議会。

(*3) コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置され、教育委員会から委嘱または任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画できる学校。

「ふるさと下関協育ネット」等の活用により、子どもたちの安心・安全な居場所づくりを行うために、地域全体で教育に取り組む体制を構築し、地域が一体となって子どもたちを育てる活動を促進します。

- ① 「ふるさと下関協育ネット^(*1)」及び「放課後子供教室^(*2)」の実施
地域の教育力向上を図ることを目的として、地域住民等の参画による「ふるさと下関協育ネット」及び「放課後子供教室」を実施します。
- ② 「放課後子供教室」の「放課後児童クラブ」との連携の推進
「新・放課後子ども総合プラン^(*3)」に基づき、一体型^(*4)を中心とした放課後子供教室と放課後児童クラブとの計画的な整備を進めます。
- ③ 「こどもみまもり隊」との連携の推進
子どもたちの登下校時の交通安全面、防犯面、防災面から「みまもる」ボランティア組織である「こどもみまもり隊」の登録を推進するとともに、活動方針を周知する等により連携を図ります。

(*1)ふるさと下関協育ネット

地域全体で教育に取り組む体制づくりを行い、地域の子どもたちの成長に積極的に関わることをとおして、地域住民の生きがいづくりを進めるとともに、地域全体の教育力の向上を図るもの。

(*2)放課後子供教室

小学校毎に余裕教室、体育館や校庭等を活用し、子どもたちにとって安全で安心な活動拠点(居場所)を設け、放課後や週末に地域の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域交流等の様々な活動を行う取組。

(*3)放課後子ども総合プラン

平成30年9月、共働き家庭等の子どもが安心して過ごせる場を提供するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めることを目的として、国において、「新・放課後子ども総合プラン」が策定された。

(*4)一体型

児童が安全に「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」を移動できるよう、活動場所が同一の敷地内に設置されているか、もしくは隣接しており、放課後子供教室開催のプログラムに放課後児童クラブの児童がスムーズに参加できる状態をいう。

《基本目標Ⅳ》

生涯を通じて学ぶ機会を提供します

基本方針 1

図書館の充実



図書館の活用をとおして、市民が教養を高め、様々な情報を得て主体的に活動し、心豊かな生活ができるよう、図書館サービスの向上に努めます。

主要施策

① 図書館の充実

図書館が、市民にとって身近で利用しやすい「知の拠点」としてさらに機能するよう充実を図ります。

① 図書館サービスの向上

下関市立図書館基本計画に基づき、地域の特性や社会情勢の変化に応じた適切な施設整備や中央図書館を核とした図書館サービスの向上に取り組めます。

主要施策

② 子どもの読書活動の推進

「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」に基づき、子ども一人ひとりが本と出会い、自ら読書を楽しむことのできる環境づくりを進めます。

① 学校貸出用図書の充実と人材の育成

調べ学習のための資料等、学校貸出用図書の充実を図り、制度を周知するとともに、図書ボランティアや図書担当職員を対象とした研修会を実施する等、子どもの読書環境づくりを支える人材の育成を図ります。



いつでも、どこでも、だれでも学びたいという多様な市民の学習ニーズに対応するとともに、生涯にわたって学び続けることができる環境を整備します。

主要施策**① 公民館等生涯学習拠点施設の整備と活用の促進**

市民のニーズや活動内容を踏まえ、地域の実情に応じた施設の整備に努め、誰もが自主的に学び、活動できるよう、多様なニーズに対応した生涯学習機会を提供します。

① 公民館等の整備と管理運営

市民が安心・快適に利用できるよう、社会教育施設の利用状況や老朽化の状況をみながら、施設の適正配置・複合化・多機能化等を検討し、より効率的な維持管理に努めます。

② 公民館学級の実施と地域づくり

公民館が主催する地区市民学級等をとおして知識・技能の習得を図り、地域に根ざした学習活動を盛んにします。また、地域ふれあい活動等さまざまな体験活動や世代間交流を通じて、地域住民の交流・結びつきを深める場の提供に努めます。

③ 各種講座の開催と人づくり

生涯学習拠点施設では、郷土の歴史や文化、まちづくり等、自己の充実や生活の向上のための各種講座を開催し、個々の学びを深め、地域の人材発掘・育成を図ります。



市民が地域とゆかりのある美術品や文化財に「直に接する」機会を提供し、現在の地域を育んだ、地域固有の自然、歴史、芸術、文化等に対する市民の理解を深め、地域に対する愛護意識の醸成を図ります。

また、地域文化の創造及び情報発信の拠点として、博物館施設の機能充実に取組みます。

さらに、本市の豊かな自然・歴史・文化について、調査研究及び資料収集を積極的に進めるとともに、市民の地域に対する愛着を育み、交流人口の拡大にも資するよう、博物館活動の充実に努めます。

主要施策

① 美術館の環境整備

美術館が、地域ゆかりのものを中心に、美術の体系的な収集と保存、研究、公開に当たる芸術・文化の拠点として機能を高めるため、施設と運営の充実に努め、環境整備を行います。

① 美術館の環境整備

美術作品及び関連資料の収蔵展示という美術館の機能を維持強化し、市民の利用環境を整備するため、施設の点検と更新に努めます。

主要施策

② 博物館等学術文化拠点の環境整備

本市ならではの多様な専門性を有する博物館相互の機能的な役割を明確にし、その専門性を活かした特色ある学習支援の場を提供するとともに、観光的な視点も含めた各種施設の機能充実に取組むとともに、魅力的・効果的な企画・展示に努め、学術文化の振興を図ります。

① 旧長府博物館の改修

市内の各博物館施設における役割や位置づけを見直していく中で、適切な利活用を念頭に置いた改修計画を検討します。

② 共通収蔵庫の整備と土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムのリニューアル

形質人類学の資料及び有形民俗文化財、年々増加する考古資料(発掘出土品)を展示収蔵する施設として、空き校舎を利用することを検討するとともに、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの敷地内に共通収蔵庫を建設します。

また、これに合わせて平成5年建設の土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムのリニューアルを検討します。

③ 日清講和記念館の改修

市内の各博物館施設における役割や位置づけを見直していく中で、適切な利活用を念頭に置いた改修計画を検討します。

④ 考古博物館のリニューアル等

平成7年建設の考古博物館の長寿命化を図るとともに、市内の各博物館との役割を明確にし、市民の協力により保存された本市の文化財保護の原点といえる史跡綾羅木郷遺跡の保存・活用と一体となった特色ある博物館活動の実現のため、適切な施設の機能更新に取り組めます。

⑤ 豊田ホテルの里ミュージアムの展示リニューアル

調査研究に基づいた展示内容の充実を図り、本市の自然史博物館としての機能強化に努め、来館者の増加を図ります。

⑥ 積極的な学術資料の収集

収集を行わなければ、散逸、滅失する恐れのある、貴重な地域の歴史資料をはじめ、本市に所在する学術資料、並びに市外にある本市ゆかりの学術資料の把握等に努め、積極的かつ計画的な学術資料の収集を行います。

⑦ 調査研究の充実と関係機関との連携

博物館活動の根幹をなす学芸員等の専門職員の能力向上を図るとともに、他の博物館及び研究機関等との連携を強化して、地域に根差した調査研究の充実を図ります。また、蓄積された研究成果を確実に継承し、さらに深め、市民に還元していくため、計画的な専門職員の配置を行います。

⑧ 魅力的・効果的な展示

最新の調査研究に裏付けられた確かな展示、並びに市民のニーズ及び地域の課題に応えた魅力的で興味をそそる効果的な展示に努め、市民はもとより、市外からの来館者の増加を図ります。

⑨ 普及活動の充実

「観る・聴く」を主体とした従来の普及活動に加え、特別展等に関連した講座等をこれまで以上に開催するとともに、五感に訴える効果的なメニューの創設に取り組み、市民の学習意欲に応えた教育普及活動の充実に努めます。

⑩ 博学連携の強化

博物館による学校教育への支援の強化、並びに学校教育による博物館利用の促進を図るため、新たなシステムづくりに取り組めます。

また、大学研究機関等とも積極的に有機的連携を深め、より高度な研究を推進し、研究成果の市民への還元を図ります。

⑪ 博福連携の検討

生涯学習施設としての博物館による高齢者等への学習支援、並びに施設利用の促進について積極的に取り組むことはもとより、広く障害のある方に対しても、きめ細やかに学習支援や利用促進を図り、博物館活動のユニバーサルデザイン化を推進します。



先人の営みのなかで生まれ、大切に護り伝えられてきた文化財は、地域の固有の特性を有し、現在を生きる私たちの誇りであり、明日を生きる私たちの指針となるものです。本市は全国屈指の豊かな自然遺産と歴史遺産を有し、これらを活かしたまちづくりは、市民の地域に対する愛着を育むとともに、都市の魅力を高め、文化財観光等による交流人口の拡大にもつながります。そのため、市域に所在する多種多様な文化財の総合的な把握に努め、これを適切に保護するとともに、文化財の価値と保存の意義について、わかりやすく多くの人に伝えます。

また、民間団体や市民とともに文化財の保存・活用に取り組み、次世代へ確実に継承していくとともに、その魅力を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化や交流人口の拡大を図ります。

主要施策**① 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり**

指定時と大きく環境が変化した指定文化財の管理状況を適切に把握し、所有者に対する支援を行うとともに、適切な保存・活用を推進します。また、市域の未指定文化財を調査し、文化財の総合的な把握に取り組みます。また、指定、未指定、種別等にかかわらず、市民と連携して、地域の視点から文化財を幅広く捉え直し、地域固有の価値や魅力を見極め、まちづくりや観光と連動した活用を図ります。

① 指定文化財及び登録文化財の管理状況の把握

市域にある国・県・市指定文化財及び国登録文化財の管理状況について、所有者等と緊密に連携し、適宜、把握します。

② 指定文化財に対する保護措置の強化

有形文化財所有者の高齢化及び代替わり、無形民俗文化財の担い手であった地域の過疎化と少子化、社会構造の変化等により存続が危ぶまれる指定文化財に対する保護措置の強化を検討します。

また、その価値や魅力の発見につながる機会、及び次世代への継承意欲を醸成する機会を設け、民間団体や市民との協力関係の構築に努め、所有者や行政のみでは難しい幅広い文化財の保存・活用について、地域ぐるみの取組を実現できる環境の構築を模索します。

③ 埋蔵文化財に対する適切な保護と活用

地中に存することから、その存在が認識されにくい埋蔵文化財について周知を図るとともに、市民の保護意識の醸成に努めます。

また、効率的な試掘・確認調査等の実施により、埋蔵文化財に関する基礎情報の収集に努め、土木工事関係者との効率的な保護調整により、文化財の効果的な保存を図ります。

また、必要に応じて本発掘調査の実施による埋蔵文化財の記録・保存に取り組み、合わせて現地説明会、発掘速報展等の普及活動を積極的に行い、埋蔵文化財の価値をわかりやすく地域住民に伝えます。

④ 市域に所在する文化財の悉皆調査

市域に所在する文化財を悉皆調査して、文化財の総合的な把握に努めます。また、文化財保護法改正に伴い法定化された、文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランである「文化財保存地域計画」について策定を検討し、まちづくりや観光、民間団体や市民と連携して、地域の多様な文化財の掘り起こしと、文化財の保存と活用に関する地域住民の理解・関心を促し、地域のアイデンティティの醸成に努めます。

市民の貴重な文化資源を護り、後世に伝えるため、長州藩下関前田台場跡、国指定三史跡（綾羅木郷遺跡、梶栗浜遺跡、仁馬山古墳）の適切な管理と整備を推進するとともに、県指定史跡長府藩主毛利家墓所等の整備活用についても検討を進めます。

また、数多く所在する天然記念物等の自然遺産の保存活用についても、文化財の現状に即した、効果的な取組を推進し、地域の文化財の価値や魅力の発信に努め、地域の活性化や交流人口の拡大を図ります。

① 長州藩下関前田台場跡の整備活用

日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡」の構成文化財であり、また、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の関連資産でもある国指定史跡長州藩下関前田台場跡について、平成 26 年度に策定した保存管理計画に基づき、適切な管理を行うとともに、日本遺産魅力発信推進事業として制作した VR コンテンツ等を有効に活用し、今後の史跡整備に向けて、計画策定を目指します。

また、国指定史跡勝山御殿跡をはじめとする市内の多くの幕末関連資産と有機的に連携した積極的な活用を図り、市内外へ維新のふるさと下関を発信します。

② 国指定三史跡の整備検討

昭和 40 年代後半から平成初期にかけて公有化し、既に整備基本計画を策定している国指定三史跡について、今後の整備・活用のあり方を検討するとともに、整備実施に備え、市民の意識醸成を目的に、地域住民と連携した大規模イベント等の開催を積極的に推進します。

③ 長府藩主毛利家墓所の整備

県指定史跡「長府藩主毛利家墓所」について、その恵まれた立地性により、観光目的での来訪のニーズも高まりつつあることから、適切な環境の整備に努めるとともに、効果的な整備・活用について検討します。

④ 天然記念物等の現状把握

市内に所在する天然記念物及び名勝等については、本市の自然の豊かさの象徴であり、自然公園や観光資源として活用されてきました。現在、施設の老朽化、広大な規模であることによる管理上の問題が顕在化しつつあり、大きな課題となっています。そのため、これらの現状の把握に努めるとともに、今後の保存活用計画の策定について検討します。

⑤ 天然記念物等の保存管理計画の策定検討

国指定天然記念物川棚のクスの森の枯損発生等、気候変動や周辺環境変化に伴う天然記念物の毀損、滅失の懸念が深刻化しています。このため、文化財の客観的な状況の把握に努め、専門的な見地から必要な保護措置を慎重に検討し、計画的に対策を講じます。また、市民の関心も高いことから、適宜、

経緯、状況等の情報発信に努め、市民との共有を図ります。

基本方針 5

人権教育の推進



地域・職場・学校等あらゆる場において一人ひとりの人格が尊重され、誰もが自由で平等な生活を営むことのできる豊かな社会を創るためには、誰もがかけがえのない「いのち」を大切にし、人権について理解と認識を深めることが不可欠であり、人権教育の果たす役割は大変重要です。

このため人権教育を推進し、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育の一層の充実を図るため、教職員に対する研修を行い、さらなる資質向上を目指します。

主要施策

① 関係機関と連携した多様な人権教育の推進

人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、地域社会における学習機会の充実に努めます。

① 家庭、地域社会への情報提供の充実

各種研修会や行事の案内や、様々な人権課題の現状等に関する情報を提供します。

② 学習機会の充実

各講演会、シンポジウム等の開催をはじめ、人権に関する標語、作文、ポスター等の展示を行い、多様な人権教育・啓発活動を推進します。

主要施策

② 教職員研修の充実

児童生徒の心身の成長の過程に即し、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的、計画的に推進します。

① 人権課題に応じた研修の計画的な実施

様々な人権課題を網羅的に扱うよう、計画的に教職員研修を行います。また、各学校における人権教育担当者だけでなく、幅広く教職員に研修の機会を提供できるよう工夫します。

推進指標

| 指標名 | 基準値 (現状値 H30) | 目標値 (R6) |
|--|------------------|-------------|
| 全国学力・学習状況調査における全国と市（小・中学校）の平均正答率の差を合計した数値 | -0.6 ポイント | +0.4 ポイント |
| 全国体力・運動能力・運動習慣等調査における下関市立小・中学校児童生徒の体力合計点の全国平均値に対するT得点※ | 49 点 | 50 点 |
| 教育支援教室「かんせい」通級児童生徒の学校復帰率（就職・上級学校進学を含む） | 62% | 68% |
| 子どもたち一人ひとりに生き抜く力が養われていると感じている市民の割合 | 10.2% | 30% |
| 中核市研修の受講者数 | 2,800 人 | 3,000 人 |
| 学校と家庭と地域住民が互いにかかわりあう社会になっていると感じている市民の割合 | 15.3% | 30% |
| 地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等の仕組みを生かして、保護者や地域の人と協働による活動をよく行った学校の割合 | 84.3% | 100% |
| いつでも、どこでも、だれでも学習する機会があると感じている市民の割合 | 38% | 50% |
| 公民館等の主催講座の延べ参加者数 | 13,653 人 | 14,000 人 |
| 博物館等文化財保存活用施設の入館者数 | 232,122 人 | 255,000 人 |

※ T 得点……いわゆる偏差値。もとになる集団の平均値を 50 とし
て、比べる集団や個人の相対的位置を表す。

下 関 市 教 育 大 綱

下 関 市 教 育 振 興 基 本 計 画

令 和 2 年 8 月

発 行 下 関 市 教 育 委 員 会
〒 7 5 1 - 0 8 3 0
下 関 市 幡 生 新 町 1 番 1 号

編 集 下 関 市 教 育 委 員 会 教 育 部 教 育 政 策 課
T E L (0 8 3) 2 3 1 - 1 5 6 0

